## お問い合わせ及び回答(公募開始~平成24年5月10日)

## 農地・森林等の放射性物質の除去・低減技術の開発

【公募研究課題1:高濃度汚染地域における農地土壌除染技術体系の構築・実証 (ホットスポット水田の除染技術)】

- Q 研究を実施する汚染農地の確保はどうするのか。
  - A 研究用農地の斡旋等は行いませんので、応募者で確保してください。
- Q 土壌の放射性セシウム濃度の具体的な低減目標値はあるか。
  - A 食品の基準値を超えない農産物を生産する、空間線量率を低減するとの観点 から、少しでも除染効果が高い技術の開発に取り組んでいただく必要があり ます。
- Q 河川敷、ため池やダムの除染を対象としてよいか。
  - A 対象としていません。農地と畦畔等の農地周辺までの範囲を研究の対象とします。

【公募研究課題 2: 高濃度農地汚染土壌の現場における処分技術の開発(果樹園・茶園の技術)】

- Q 茶園の課題についても低吸収品種を選定する研究を行うのか。
  - A 茶樹は長年栽培し続ける永年性作物です。茶園では、原発事故による放射性 セシウムが樹体や土壌に付着しました。そのような茶樹が栽培され続けた場 合に新芽の放射性セシウムが問題とならないよう、本研究課題では、土壌と 樹体における放射性セシウムの動態を明らかにするとともに、新芽への移行 を低減する技術を開発していただくことを基本とします。したがって、茶、 果樹については、低吸収品種の選定は研究の対象としていません。

【公募研究課題3:高濃度農地汚染土壌の現場における処分技術の開発(化学的処分技術)】

- Q 研究を実施する場所はどこか。
  - A 必ずしも汚染農地のそばや汚染地域内で実施する必要はありません。応募者 の方で検討してください。ただし、汚染土壌を処理する過程で高濃度廃棄物 が発生する場合には、その取り扱いや保管に注意が必要です。

- Q 研究材料となる汚染土壌の確保はどうしたらよいか。個人的に入手した汚染土壌を材料として用いてよいか。
  - A 放射性セシウム濃度、土壌の種類、異物の混入、水分含有率などにおいて、 さまざまな状態の汚染土壌に対応できる処分技術を開発していただくため、 少なくとも本プロジェクト研究内の他の研究課題で発生する汚染土壌を研究 材料として使っていただく必要があります。その上で、応募者独自に入手し た汚染土壌を材料とすることには問題ありません。
- Q 土壌や作物に関する基本的な情報は研究機関から提供してもらえるのか。
  - A 応募者から研究機関に直接問い合わせていただくことになります。
- Q 施設の規模や処理能力が小さくてもよいか。
  - A 研究開発の段階では、施設の規模や処理能力が小さくてもかまいません。しかし、除染作業の進行に伴い、現地では膨大な量の汚染土壌が排出されることになりますので、実利用の段階で大量の土壌に対処できるよう、規模や処理能力の拡張が可能な技術の開発に取り組んでいただきます。
- Q ある程度技術が完成しているので、実証試験でもよいか。
  - A 本公募の対象となります。

【公募研究課題4:高濃度農地汚染土壌の現場における処分技術の開発(低吸収品種による栽培技術)】

- Q コンソーシアムに普及支援組織の参画は必要か。
  - A 必ずしも必要ではありません。